

議案第2号

木津川市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

木津川市職員等の旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第49号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」が、デジタル化の進展、旅行に係る販売方法、交通機関、料金体系の多様化など、現下の経済社会情勢に対応するべく改正が行われ、本市においても、国の改正に伴い適時・適切に時代の変化に対応できるよう所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市職員等の旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) <u>旅行役務提供者 旅行業者 (旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。) その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）</u> であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを出張者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該出張に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)～(3) (略)
(旅費の支給)	(旅費の支給)

第3条 (略)

2～5 (略)

6 第1項、第2項及び前2項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該出張のため、既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に

第3条 (略)

2～5 (略)

6 第1項、第2項及び第4項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により出張命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該出張のため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となつた金額を旅費として、支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張中交通機関の事故により概算払を受けた額（概算払を受けなかった場合は、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(出張命令等)

第4条 (略)

2 (略)

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認めた場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はその変更をするには、出張命令簿又は出張依頼簿（以下「出張命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該出張者に提示又は通知しなければならない。ただし、出張命令簿等に当該事項の記載又は記録をするとまがない場合には、口頭により出張命令等を発し、又は変更することができる。

(出張命令等)

第4条 (略)

2 (略)

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認めた場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定によって出張者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、出張命令簿又は出張依頼簿を提示しなければならない。ただし、出張命令簿を提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令を発し、又は変更することができる。

5 前項ただし書の規定により出張命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(出張命令等に従わない出張)

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って出張することができない場合には、あらかじめ、出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 出張者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張した後、できるだけ速やかに出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅費の種目及び額)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雜費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等によ

(出張命令等に従わない出張)

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更された出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って、出張することができない場合には、あらかじめ、出張命令権者に出張命令等の変更を申請しなければならない。

2 出張者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張した後、速やかに出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等に

り実費額を支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により実費額を支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により実費額を支給する。

5 車賃は、規則で定める旅行について、路程に応じ1キロメートルにつき37円を支給する。

6 その他の交通費は、陸路旅行（第2項及び前項で定める旅行を除く。）について、実費額を支給する。

7 宿泊費は、出張中の夜数に応じ、規則で定める額を上限とした1夜当たりの実費額により支給する。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額を支給する。

8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は当該移動に係る第2項から第4項及び第6項の規定による交通費の額及び前項に規定する宿泊費の額の合計額とする。

より支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ、1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 宿泊料は、出張中の夜数に応じ、1夜当たりの実費額により支給する。

9 宿泊手当は、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、1夜につき2,400円を支給する。

10 宿泊手当の額は、第7項及び第8項の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

11 転居費は、赴任及び着任に伴う住所又は居所の移転（その移転の距離が60キロメートルを超えるものに限る。次項及び第13項において同じ。）について、路程に応じ一定距離額あたりの定額により支給する。

12 着後滞在費は、赴任及び着任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

13 家族移転費は、赴任及び着任に伴う家族の移転について、支給する。

7 移転料は、赴任及び着任に伴う住所又は居所の移転（その移転の距離が60キロメートルを超えるものに限る。以下次項及び第9項において同じ。）について、路程に応じ一定距離額あたりの定額により支給する。

8 着後手当は、赴任及び着任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

9 扶養親族移転料は、赴任及び着任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

14 前3項に規定する種目の額は、国家公務員の例に準じて任命権者が市長と協議して、その都度定める。

15 渡航雑費は、外国への出張に要する雑費について、実費額を支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、出張に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種目及び規則で定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって、出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算することができる。

第8条 私事のために勤務場所又は出張地以外の地に居住し、又は滞在するものが、その居住地又は滞在地から直ちに出張する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務場所又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該出張については、勤務場所又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における旅費の計算

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2～3 (略)

る年度の経過、職名若しくは職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃と区別して計上する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びその後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者で、その精算をしようとする者は所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2～3 (略)

(証人等の旅費)

第11条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、その場合

の事情により、出張命令権者が定める。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する旅客運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する旅客運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道75キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロ

メートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第13条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び  
桟橋賃を含む。）、寝台料金及び座席指定料金による。

(1) 旅客運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による  
旅行の場合には、上級の旅客運賃

(2) 旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合に  
は、その乗船に要する旅客運賃

(3) 公務上の必要等により別に寝台料金を必要とした場  
合には、前2号に規定する旅客運賃のほか、現に支払っ  
た寝台料金

(4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅  
行の場合には、前3号に規定する旅客運賃及び寝台料金の  
ほか、座席指定料金

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。

(車賃)

第15条 車賃の額は1キロメートルにつき37円とする。た

だし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で出張の実費を支払することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第9条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、別表第1に掲げる額を上限とする実費額による。

2 前項に規定する宿泊料の実費額に食費が含まれる場合にあっては、当該実費額から食費の額（食費の額が明らかでない場合は、別表第2に定める食費の区分によって算出する額）を減じた額を宿泊料の実費額とみなす。

(移転料等)

第17条 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の額は、国家公務員の例に準じて任命権者が市長と協議して、その都度定

める。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号の規定により、支給する旅費は、  
次に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）

にいた地から退職等の命令の通知を受け、又はその原因  
となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた  
日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等と知つた日の翌日から1月以内に出発して当

該退職等に伴う出張をした場合に限り、出張の例に準じ  
て計算した退職等を知つた日にいた地から旧勤務場所ま  
での前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第19条 出張者が出張の途中で死亡した場合には、死亡地か  
ら旧勤務場所までの往復に要する死亡者の前職務相当の旅費  
額を遺族に支給する。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条  
第1項第3号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、

(旅費の調整)

第9条 出張命令権者は、出張者が公用の交通機関を利用した場合、市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 出張命令権者は、出張者がこの条例の規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合には、出張命令権者が市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第10条 (略)

年長者を先にする。

(旅費の調整)

第20条 出張者が公用の交通機関を利用した場合は、正規の鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。

2 法令その他により、この条例に相当する旅費額以上の旅費の支給を受けた場合は、旅費の全部又は一部を支給しない。

第21条 講習研修等のため出張するとき又は出張命令権者において、定額を支給する必要がないと認めるときは、旅費額の全部又は一部を支給しないことがある。

(旅費の特例)

第22条 (略)

- 2 市内出張については、別に市長が定めるところにより市内出張旅費を支給する。
- 3 この条例に規定のないものに関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の例により市長が定めるものとする。

(旅費の返納)

第11条 会計管理者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、会計管理者は前項に規定する返納に代えて、会計管理者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続きその他この条例の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第16条第1項関係)

区分	宿泊料 (1夜につき)	
	指定されない宿泊先	指定された宿泊先
1 公選又は議会の 議決若しくは同 意を得て就任す る特別職に属す る職員		13,000円
2 1の項に規定す る職員以外の特 別職に属する職 員及び一般職の 職員その他職員		15,000円

<u>以外の者</u>		
-------------	--	--

備考

この表の1の項に規定する職員(以下「1の項職員」という。)  
に随行した場合の宿泊料は、当該1の項職員に支給する宿泊  
料に相当する額とする。

別表第2 (第16条第2項関係)

<u>区分</u>	<u>朝食</u>	<u>夕食</u>
<u>1食につき</u>	<u>750円</u>	<u>1,500円</u>

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の旅費に関する規定は、この条例の施行日以降に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。

## 政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第2号 木津川市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	
担 当 課	人事秘書課	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）については、デジタル化の進展、旅行に係る旅行商品や販売方法の多様化、交通機関・料金体系多様化など、現下の経済社会情勢に対応するべく、令和6年度に改正されました。</p> <p>本市においても、国の改正に伴い適時・適切に時代の変化に対応できるよう旅費の内容等に係る技術的事項の規則委任や、宿泊費の上限額を改定するなど所要の改正を行うものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内で協議・検討を行い、改正案を策定</li> <li>・調整会議（1月8日）にて政策会議に提案することを決定</li> <li>・政策会議（1月15日）にて条例改正を進めることを決定</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施 策	組織・人材育成
概 算 事 業 費 ( 単 位 : 千 円 )	<input type="checkbox"/> 単年度( 年度) <input type="checkbox"/> 複数年度( 年度)	
将来にわたる効果及び 経費の状況	社会情勢の変化に適時に対応するとともに、職員の事務軽減を図る。	